

鳥取県手話施策推進協議会（第5回）

日時：平成27年3月9日（月）

場所：鳥取県庁 特別会議室（議会棟3階）

（秋本） 皆さんおはようございます。それでは、定刻になりましたので、これより鳥取県手話施策推進協議会を始めたいと思います。開会にあたりまして、松田福祉保健部長より一言ご挨拶申し上げます。

（松田） 皆さんおはようございます。本日は、年度末の本当にお忙しいところ、お集まりをいただきましてありがとうございます。26年度は、全国障がい者芸術文化祭、それから手話パフォーマンス甲子園、大きな事業を皆様のおかげで、一緒になって終了することができました。改めてお礼を申し上げたいと思います。25年の10月8日に議決を経て、11日から手話言語条例を策定いたしまして、動き始めてから、それをきっかけとして、いろんな障がい者の方の施策を進めることができたと思っています。芸術文化祭の開催ということもありましたし、皆様方からの様々なご意見によって、いろんな施策で、聴覚障がいの方だけではなくて、様々な障がいのある方々の特性にあった施策につなげていけるように、県としても一生懸命頑張ってきました。なかなか進まないところもあったりして、ご意見もまだまだ頂戴したいことがたくさんございますけれども、本日は、聴覚障がいの方々、手話施策の計画につきまして、今年度かけてまとめましたこと的最终的なご意見を頂戴したいと思っています。パブリックコメントを頂く中で、様々なご意見を頂いたところでもあります。3月11日、東日本大震災がございまして、この時期になりますとやはりそのことを思い起こします。11日、明後日でございますけれども、丸4年を迎えるということでございます。その時にはなかなか思い至りませんでしたけれども、障がい者の方々については、犠牲者の方々が多かったとお伺いしています。本当に様々な部分で情報が行き届かない、情報がアクセスできないということがあったのかなということをこの時期に改めてまた思い起こしているところでございます。そういうことがないように、この計画の中で、反映ができていないか、その他に足りないものはないか、PDCAサイクルを回しながら、見直しはどんどん進めていくわけですが、第1回目の計画策定ということで、様々なご意見をこの会でも頂戴できたらというふうに思っております。本日は本当に短い時間でございますし、お忙しい中でありまして、忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、よりよい会になりますようお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

（秋本） 資料ですが、先ほど配られたこのクリアファイルは、県の教育委員会の特別支援教育課で作られた物です。鳥取県内の地名の手話が刷り込まれたクリアファイルとなっております。それから今日の次第の裏のページに、委員とオブザーバーの名簿が付いております。ちょうど今、市町村の議会の最中ということもありまして、市町村の皆さんが欠席をされております。ご了承いただければと思います。それから注意事項ですが、発言の際には、お名前を名乗ってから発言をしていただければと思います。今日の会議は12時までとなっております。会議の進行にご協力をお願いいたします。それでは、ここから進行は協議会長の石橋さんにお任せしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（石橋） 皆様おはようございます。年度末ということで、3月、非常にお忙しいときにお集まり

いただきましてありがとうございます。お礼申し上げます。平成 26 年度、この 1 年間で振り返ってみますと、様々なイベントが開催されました。手話関係、聞こえない人の関係でいろいろなことを発信できた。そして、県民の方により良い理解を広めることができたのではないかと考えております。また、特に手話言語条例 1 周年記念のシンポジウム、これが開催されたということ。また全国で初めて、高校生の手話パフォーマンス甲子園、これが開催できたこと。非常に大きな意味を持っていると思います。全国から注目を浴びております。私の地域でもそういうことがやりたいというご意見をたくさん頂いております。また来年度、高校生の手話パフォーマンス甲子園に参加したいという意欲のある高校生、自分の地域も参加したい、一緒にやりたいという、そういう地域の声も聞いております。非常に嬉しいです。若い方たちが手話を始めるきっかけになれたと思います。現在、言語条例の検討をしているところが 23 自治体ございます。北海道から九州まで 23 の自治体が検討しております。今後、4 月 1 日に本格的にスタートするというのは、県レベルで言いますと、今度の木曜日ですね、3 月 12 日木曜日に群馬県議会で採決が行われる予定です。全国で 3 番目の条例ができる見込みです。他にも福島県の郡山市もそうですよね。条例の内容については、先程 松田部長様よりご説明があったように、東日本大震災に関する、災害に関する内容が盛り込まれている条例ということで、今後 4 月 1 日にスタートをするということです。他には全国の政令指定都市で初めて、神戸市も 4 月 1 日よりスタートする予定というようなことで、各地でそういう状況があります。やはりこの鳥取県手話施策推進協議会という位置付けは、非常に大切なものになっていると考えておりますので、今日の進行に当たって、皆さんご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。今日のテーマについてですけれども、前回、手話施策推進計画案ということで、それをまとめまして、パブリックコメントについてのご説明があると思ひますけれども、平成 27 年度の予算についても検討していただくということで、皆さんご遠慮ないご意見を頂きたいと思ひます。今日はよろしくお願ひいたします。では、早速ですけれども、事務局の方から手話施策推進計画案についてご説明をお願ひいたします。

(秋本) では、資料に沿って説明をさせていただきます。手話施策推進計画の案と、それから先般行いました、その案に対するパブリックコメントの実施結果の 2 点について説明をいたします。まず最初にパブリックコメントの実施結果について説明をいたします。資料は 1 ページになります。このパブリックコメントは、1 月の 23 日から 2 月の 10 日までの期間で行っております。周知方法としては、ホームページへの掲載でありますとか、県の機関にチラシを置きましたり、新聞広告を掲載したりという形で行っております。それから期間内に県民説明会を 1 度開催しております。1 月 31 日に倉吉市の上井公民館で説明会を開催しまして、約 60 人が参加をされました。意見ですが、全部で 27 の個人と団体から 72 の意見を頂いております。1 人の方で複数の意見を出されるというケースもあるので、こういった形になっております。内訳としては、だいたいグループで分けますと、内訳は、手話の学習に関する意見が 13 件。それから高齢者への対応ですとか、聞こえない新生児の保護者へのフォローなどに関する意見が 11 件。手話通訳者に関する意見が 10 件などということになっております。それから主な意見とその対応方針ということで書いております。1 つ目は、手話の学習に関する意見です。手話学習では、手話の技術とろう者の暮らし、現状の理解は不可分である、といったご意見です。こういった意見も踏まえて手

話の学習が進むように工夫して行きたいと考えている、というのが対応方針になっております。それから高齢ろう者に関する意見として、高齢ろう者が利用できるデイサービスや老人ホームがないというのは、利用できないというよりは、そこに入所してもコミュニケーションがうまく行かないケースがあって、利用をためらうケースが多いという意味かと思いますが、こういった状況があるといったご意見を頂いております。当面は、各福祉施設などにおいて、自発的な手話学習を促して行きたいということを考えております。それから新生児に関する意見としまして、聴覚検査によって赤ちゃんの段階に聞こえないとわかった後のフォロー体制を充実してほしいという意見でございます。これに関しては、鳥取の聾学校、ひまわり分校において、0歳児から教育相談を行っておりますので、医療機関と聾学校がつながる体制があるということですので、こちらのフォローもしっかりやっていきたいということでございます。それから手話通訳者に関する意見としまして、現任研修を充実させて欲しいという意見があります。これについてもこれから検討して行きたいと考えております。また、通訳者の関係では、通訳者の指導者の養成が必要であるといった意見も頂いておりますので、これも平成27年度から指導者の養成に本格的に取り組んでいきたいと思っております。それから2ページにまいりまして、手話通訳者が通訳現場で把握したろう者の生活面での課題・ニーズを施策に反映させるような仕組みがあるといいという意見でございます。こちら平成26年度から聴覚障がい者センターが立ち上がりまして、手話通訳者の個人派遣と、あと相談事業が、比較的連携がしやすい形になってきておりますので、その辺りも踏まえながら検討して行きたいと考えております。また、遠隔手話通訳サービスにつきまして、24時間対応ですとか、県立施設の完全設置をしてほしいというご意見がございました。こちら費用対効果の面もありますし、ちょっと利用実績も見ながら考えて行きたいと思っております。また、教育に関する意見としまして、手話ハンドブックを配布しただけで終わらせないで、きちんと手話の普及につなげてほしいという意見もございました。こちらに関しては、手話普及支援員派遣制度というのを今年度から始めておりますので、そういったものの活用や充実によって進めて行きたいと考えているということでございます。また、事業者に対する具体的施策の記述がないと。例えば、病院などで、手話対応が可能な医療スタッフのニーズを目標として定めて欲しいといったような意見もございました。これに関しては、ただ職場といっても一律に目標を設定するのは、なかなか難しい面がありますので、やはり当面は自発的な手話学習を促していくのかなと考えております。それから、手話を第1言語としない聴覚障がい者もいるので、それぞれのコミュニケーション方法を尊重するということが大切だという意見を頂いております。ご意見の通りでございますので、あいサポート運動の取組などを通じた啓発も引き続き行っていきたいと考えているところです。概要としては1、2ページで、それから72件全ての意見は3ページから6ページにかけて掲載をしております。先程の概要以外の意見としましては、やっぱり特に高齢のろう者の方に関する意見をいくつか頂いております。高齢の施設に入ってしまう、障がい者の施設でもそうですが、手話がない生活をするろう者は情報が入らなくて、非常に孤独な思いをしている。聞こえる人であれば、傾聴ボランティアというのがありますが、そういった制度は、ろうの方向きには今はないので、そういうのがあるといいという意見もありますが、ただ、そういったことをやるには、かなり高い手話の技術を持った方であるとか、ろう者の教育が欠かせないといっ

た意見も頂いております。また教育の場面でも聾学校の取組が比較的中心になってはいたんですが、地域の難聴学級もありますので、難聴学級に通う児童生徒のコミュニケーション方法についても配慮をしていただきたいという意見もございます。こういったパブリックコメントで頂いたご意見を踏まえまして、計画案の見直しを行っております。8ページから計画案の見直しです。黄色で塗りつぶしたところが新しく追加した部分で、灰色で塗りつぶされている部分が削った部分ということになります。主に修正作業自体は、パブリックコメントでの意見を踏まえまして修正を行っております。この中で、特にちょっとご説明しますのは、10 ページの上のところに教育における手話の普及という項目がございます。こちらで手話推進員という名称が削られて、手話の取組を進めるというふうになっております。こちらは、学校における手話の普及を進めていくということに変わりはないんですが、ただ、手話推進員を指名してという形で、新聞などでも報道されておまして、そうすると実際の学校現場の方から、先生の負担が重くなり過ぎはしないかという心配の声もあるようでございまして、手話推進員をやりなさいという形ではなくて、ちょっと丁寧に進めていきたいという形で、手話推進員という表現は落としておりますが、取組自体は27年度からの取組になりますので、始めていきたいということでございます。それから同じページの(2)のイのところ、聴覚障がい者相談事業の充実というのがございます。こちらで手話通訳者が通訳現場で課題を発見することがあるということですので、それを追記しました。それから、ろう者同士や、ろう者と聞こえる人の交流機会の教室も検討ということでさしております。また次の項目で、鳥取の聾学校における手話教育の推進というのがありますが、そこに難聴学級というのも項目として足しております。それから、教諭というのが、先生ということになるので、教職員という形で表現を修正したりしております。それから11ページで、1つ項目を増やしております。オということで、ろう者が働きやすい環境づくりという項目を追加しております。こちらはこれまで項目としてなかったんですが、ろうの方が働いている職場で、周りの方が手話の学習を始めるというのは、それはそれでとても結構なことではありますが、なかなかろうの方の情報保障という意味で言いますと、周りの方が少し手話を覚えているだけではなくて、会議の席上手話通訳者が派遣されるとかということが必要なケースもあると考えております。今年度、県の方で聴覚障がい者就労支援事業という、ろうの方が働いている職場に対して、手話通訳を派遣するという制度を新しく設けておりますし、既存の、高齢障がい求職者支援機構の手話通訳者の委嘱助成金という制度もあるようでございますし、職業安定所の手話協力員という仕組みもありますので、そういった制度などを活用しまして、ろう者が働きやすい環境づくりを進めて行きましょうということで、項目を1個追加しております。13ページからは、この見え消しの修正を反映させたものを示しております。説明としては以上でございます。

(石橋) 今事務局からご説明いただきましたけれども、それに対しまして何か質問、またはご意見がおありでしょうか、ご遠慮なくおっしゃっていただきますようお願いいたします。

(後藤) 今、10 ページの教育における手話の普及のところ、事務局から説明があったんですけども、いわゆる仮称の手話推進員のところですね。かなり新聞に出たということで、小学校、中学校、高校の方から、非常に厳しいじゃないかというようなことがあったと思うんですけども。でも35年前の目標なので、例えば12ページにはまだ残ってるんですね。一

番下の表の中の手話ハンドブック等の関連施策の中に、手話推進員の配置というのは残っているのですが、窓口役がいわゆる推進員だと思うので、その辺はどうなのかなという思いはするんですけども。その辺について、窓口はある程度決めていただいて、どうしても学校で普及して行こうと思えば、窓口はいると思うんですけども、その人を推進員と呼ぶのか呼ばないかということじゃないかなと思うんですけども。その辺いかがでしょうか。

(石橋) それに対して事務局からの回答お願いできますか。

(足立) 今ご意見いただきました、推進員という名称についてですけども、やはり学校の中でのいろんな校務の役割として、法律上に位置付けられた法律あるいは規則上に位置付けられた名称の職というのもありまして、そこどう整理するのかというのが、なかなか学校としても難しいということをお話している中であります。今、そのところについては、例えば人権教育主任の方が、その役割として、手話の普及を担うでありますとか、特別支援教育主任という職を持った方が役割を担っていくというような形は、学校それぞれで考えられるという話でありましたので、あえて名称を推進員とする必要もないのかなということで、そういった役割を担っていただく方を学校に置いてほしいと。特に県立学校、高等学校では、どちらかという教頭先生がその役割を担っていただいている部分もありますので、あえて名称にはこだわらずに役割を果たしていただく方を学校にお願いをしたいということで、今校長先生方をお願いをしているところでありますので、少し名称にはこだわらない形で、この計画にさせていただければと思っております。

(後藤) よくわかりました。では12ページの関連施策の手話推進員の配置というのは、これはカットですかね。

(足立) そうですね。関連で言えば、カットでお願いできればと思います。

(後藤) わかりました。

(石橋) カットするというので、消去するということですね。消去するということなのか、名称を変更するということなのか、どういうことでしょうか。

(足立) 10ページの関連施策の方については、窓口役の決定ということを入れておりますので、そういう意味では、ここも関連施策を紹介している部分になりますので、同じ表現で、窓口役の決定という形で入れさせていただければと思います。

(石橋) わかりました。これでよろしいでしょうか。はい。わかりました。

(戸羽) 意見なんですけれども、資料の8ページに(1)の手話普及ということが書いてある部分があるんですね。そこが手話の普及だけではなくて、手話の普及・ろうあ者に対する理解の啓発普及というようなことを加えていただきたいんです。理由といたしましては、パブリックコメントの中でもありましたように、手話を普及するだけではだめだと。手話に対する理解を広めていかなければいけない。ろうあ者の生活についても理解をしていかなければいけない。聴覚障がい者の特性は何なのかというところを、というのが大変重要であるというところなんです。手話だけが先走ってそういったものがおろそかになるという考えではなくて、両方同時に進めていかなければいけないと思っております。そのご意見には、私も賛同しております。ですので、手話の普及だけではちょっと、表現としては足りないのではないかと思います。ろうあ者に対する理解の啓発普及と言いますか、そういった言葉を明記していただきたいですね。そうすると手話の普及と、ろうあ者への理解というこ

とが同時に進むということがわかると思います。

(石橋) 事務局からの説明を求めます。お願いいたします。

(秋本) それではタイトルのところに、手話の普及と、ろう者に対する理解促進という形で、入れさせていただこうかなと思います。下の方の文言は、ある程度ろう者に対する理解という面も含まれているかなと思うので、ちょっとまた考えさせていただきますけど、まずタイトルには入れるということにさせていただきたいと思います。

(石橋) 戸羽委員いかがでしょうか。

(戸羽) 明記をするということですね。理解促進ということで？啓発普及・・・促進・・・？

(石橋) すいません、その表現、言葉については、事務局の方で検討していただけるということでもよろしいでしょうか。戸羽委員は、対等にというところをおっしゃりたいんだと思いますので、それをお含みおきください。他にご意見ありますでしょうか。私の方からよろしいでしょうか。1件と言いますか、逆に教えていただきたいことがございます。県民皆さんの方から非常に貴重なご意見、パブリックコメントを頂きました。その中に、新生児のスクリーニングというところで、聴覚検査についてのご意見もあります。今はですね、新生児のスクリーニング検査、聴覚検査ですけれども、義務ではないですよ。任意扱いということになってますよね。実際に新生児のスクリーニング聴覚検査の場合は、自己負担が掛かってしまうんですね。そういった問題が出てきます。実際、現在日本耳鼻咽喉科の学会ですとか、全国産婦人科学会の方から、国に対して新生児のスクリーニング聴覚検査に対する補助金について、検討してもらえないかということで、国に対して働きかけをしているという話を聞いております。それに従って、鳥取県の場合の、新生児のスクリーニング聴覚検査に対する施策と言いますか、状況をちょっと教えていただきたいんです。自己負担ということが大変な状況である場合もあると思うんですね。鳥取県としてそういった部分で見直し、補助が必要なのかなのかということを検討していただきたいと思います。それが1つ。2つ目は、新生児の中に聞こえないということがわかった時点で、鳥取聾学校と医療機関と連携を取りながら対応できるというお話がありましたけれども、具体的にどんな支援をしているのか。実際、全日本ろうあ連盟の方でも、聴覚障がいが見付かった時点でどういうふうに組織として動くかということが、ちょっと曖昧な部分がありまして、鳥取県としては今どのような取組、支援をしているのか、この2点をお伺いできたらと思います。どなたかご回答いただける方、情報をお持ちの方、いらっしゃいますでしょうか。

(足立) 新生児スクリーニングは子ども発達支援課で担当しているんですけども、今の、先般回ってありました実施率としては、新生児のうちの約98%のお子さんが検査を受けておられるという状況でございましたので、ほとんどの方が受けているという、98.6%のお子さんが検査を受けておられるという状況にあります。

(藤田) 医療機関と連携を取りながらというのは現在も進めておりまして、そのスクリーニングで該当のあった方には、聾学校につないでいただいて、そしてうちで教育相談というかたちを取って行きます。その中には、もちろん聴力測定であるとか、あるいは、保護者の方がやはり悩みとかがかなりありますので、そういったことへのフォロー、もちろんお子さんたちに、今度は補聴器を付けてみようかというようなことも含めて、ずっとフォローをしていくというような形を取っております。ただ医療機関も、東部中部西部でちょっと温

度差がありますので、その辺りも。東部西部は、ひまわり分校が西部にありますし、東部の方は本校がございませう。中部に関しては、ちょっとなかなか医療機関とつながるといふことの難しさみたいなものも聞いておりますが、ただ、中部だけがフォローできないようでもいけませんので、東部の本校が中部の方も関わっていくというような体制をとっております。あと、大事なものは、やはり保健師さんとの連携ということがありますので、保健師さんとの連携を常に取りながら。聾学校だけで済ませられる相談でもないです、保健師さんとは、一日の生活も含めて保護者等への支援もしていただくようお願いをしているところです。助成に関しては私もちょっとわからないので、申し訳ございませう。

(石橋) 確認させてください。鳥取県としての助成はしていないという理解でよろしいでしょうか。

(秋本) ちょっと今わかりませうので、また確認をして報告をいたします。

(石橋) わかりました。なぜ私がこのような意見を出したかと申しますと、新生児に対する支援というものが、もっと支援を考えるべきではないかということ、国の責任は重いとは思いますが、鳥取県ならばできるものということをやっぱり示していかないといけないということが1つと、もう1つは支援体制。先程も藤田校長がおっしゃいました、聾学校だけではなくて、周りの関係機関の協力も必要だということ、特に保健師さんということで、聞こえない子どもの特徴、コミュニケーションの面を理解していただくというのは、非常にいい機会だと思うんです。特に保健師さんの場合は、手話の学習の取組に含めるとか、コミュニケーションの方法についても何か施策に取り組むように明記してはどうだろうかということ、ちょっと思ったもので、質問させていただきました。それが計画の充実、支援体制の充実につながるのではないかと思います。では、補助金については後日ご回答いただけるということ。ほかに何かご意見ございませうでしょうか。ご遠慮なくおっしゃってください。ございませうでしょうか。またまたですがご意見させていただきます。遠隔手話通訳サービスの24時間体制についてのご要望がありました。24時間体制にしてほしいということで、事務局からの報告にもありましたけれども、現実的に非常に厳しいのではないかと感じております。ただ、一応ろうあ者としては、いつでもどこでもやはりコミュニケーションの保障をという考え方は理解はできます。ただ、24時間といっても、夜中、どなたに対して通訳が必要なのかというイメージできるのは、例えば病院関係者ぐらいいしか思い当たらないんですけども、遠隔手話通訳サービスの中身について、もうちょっと分析が必要ではないかと思ひます。例えば、遠隔手話通訳サービスではなくて、電話リレーサービスなら幾つか深夜でも24時間という必要性についてはイメージが湧きます。ちょっとそのあたりの整理が必要かなと思ひます。ただ、新年度の予算の中の説明でも何かあると思ひますけれども、リレー手話通訳サービスについて、次、どう考えていくのかという、ちょっと様子を当面見る必要もあるのかなと思ひます。戸羽委員は、24時間体制にするというご意見に対してはどうでしょうか。

(戸羽) 現状を見ますと、何かの公的な施設についても、24時間使えるところというのはそんなに…。コンビニ…。コンビニに通訳必要ですかね。慎重にこの部分は検討が必要だと考えています。

(国広) 資料1ページの一番下に通訳者の指導者養成という文言がございませう。現在、今年度から始まったトレーナー事業とどう違うのか、その辺がよく私にはわからないので、ご説明

をいただければと思います。

(秋本) 手話通訳者の指導者は、手話通訳者の養成講座の指導者といったイメージを持っています。今年度から手話通訳者トレーナーという制度を始めまして、がんばってはいただいているんですが、ただ、ちょっと今年度はいかんせん手話通訳の派遣依頼がかなり急増したということもありまして、トレーナー業務以上にそっちの方に持って行かれた面もあって、なかなか今の体制では難しいと考えております。来年度は、手話研修センターの方で開催される連続講座があるということですので、そちらに、ろうの講師の方、それから通訳者の講師の方、2名を派遣して受講していただくということで考えているところです。

(国広) ありがとうございます。ということは、今までそういう全国手話研修センターで開催されている手話通訳者養成担当講師連続講座に今までは派遣をしていないということで理解していいですか。鳥取県聴覚障害者協会に委託されて養成事業をされていますね。そうするとその中で、必要性を感じなくてそういう講座に受講していなかったのか、あるいは予算がなくて行かなかったのか。今までの状況があまりよくわからないので、ここで改めてこういうふう書いてあるのはなぜかなと疑問に思ったもので質問させていただきました。

(石橋) 協会事務局長の立場としてご回答申し上げます。まず、全国手話研修センターが作る養成テキストが変わったということが、非常に大きな見直しということで変わりました。今まで養成カリキュラムに沿って、テキストを見直し、指導方法がちょっとわからなくなったという部分があるんですね。その指導の研修というのは、予算は最初から0でしたので、派遣ができなかったという状況です。ですので、事務局の方をお願いをいたしまして、研修センターが実施する8回連続講座に、聞こえる講師、聞こえない講師、この2名を派遣できる予算を検討して欲しいがどうかということでご提案しました。先程事務局の方から提案がありましたように予算をつけていただいたという、こういった流れがあります。ただ、8連続講座というのは、大きく分けてカリキュラムは3つなんですけど、通訳Ⅰが8科目、通訳Ⅱが8、そして講義が1科目、合わせて17回行かなければならないというところがあります。行ってくださる講師が実際にいるかどうかというのが疑問なんですけども、なぜかと言いますと、他のお仕事をお持ちで、講師を兼ねてされている方は、やはり正直言って限度があります。一番望ましいのは、学校の現場と同じように本職として専任で指導者を置くというのが望ましい。手話の通訳、手話を指導する専任の講師を本職として設置するというのが、最高に望ましい形だと思います。ただ、現状ではお仕事をお持ちの方に講師をお願いしているということで、このような提案をさせていただきました。経過は以上です。いかがでしょうか。

(国広) ありがとうございます。経過がわかりました。来年度ぜひ担当講師連続講座に参加され、鳥取県の養成がスムーズに行くよう、それによって通訳者が増えていくように大いに期待をしたいと思います。

(藤井) 資料6ページです。一番上、55番の意見の中の文章なんですけど、後半の、「ただ、今年度から対象要件が厳しくなり、企業負担の増又は通訳者の配置を断念している状況がある」と書いてあるんですけども、「対象要件が厳しくなり」というのは、具体的にどのよう変わったのか教えていただけますか。

(石橋) 今、相談員としてどうなのかということで、戸羽委員、ちょっとご意見お願いします。

委嘱金制度の条件が厳しくなったということについて、説明お願いできますか。

(戸羽) 手話通訳委嘱金助成については、この制度は、高齢者・障がい者雇用支援機構という、国の機関でありますけれども、そこが管轄しているところでして、その委嘱金制度については、例えば職場の中での会議ですとか、仕事をする上で資格を取らなければならない、その研修ですとか、そういった場合にその制度を使って手話通訳者を派遣できるという制度です。ところが今年度から制度の申請ができるのは、会社に雇用されて1年未満という条件が出されました。1年を超えている場合は、特別な理由がなければ厳しいというような状況の説明を受けております。鳥取県からもこのような制度を申請したくても1年未満という条件があるので申請できないということで、事前に諦めてしまう企業がたくさんあるという状況です。そういう厳しい状況になっておりまして、今、鳥取県聴覚障害者協会としまして、そういう制度に対する条件を見直してほしいという要望を既に出しております。そういった経過がございます。ただ、その様子を見る中で、先日、職場での情報保障を考える集いという、聞こえない方が働く状況について研修する意見交換会みたいなものを開催いたしました。その中で、例えば朝礼。社長などが説明されることを手話通訳できる人がいない中で、聞こえない人は情報が得られない。通訳が必要ということを経営者に申請しても派遣費も必要だし、会社の負担もあるしということで、朝礼にあなたは来なくてもいいよ、帰ってください、来なくてもいいよと聞こえない人に言っている企業もある。そういった意味で、職場の情報保障をきちっと考えなければいけないと思います。理解の普及というのももちろんですけども、情報保証をどうするのか。理解ということも啓発も含めて非常に大事な課題だと思います。そういう状況から考えますと、使えないから情報保証できないという意味ではなくて、さきほどもお話がありましたように、何か方法を検討する必要があると思うんですね。何か背景があるとは思いますが。

(石橋) 補足します。今、鳥取県内で使える制度と言え、県で言えば団体。これは不特定の多数の聞こえない方の情報保障を考える、主催者が考えるという団体派遣というのがあります。これは不特定多数の方誰でも対象とするもの。そして個人派遣というのは、会社に入るまでの第一面接までであれば使える。会社が責任を持って採用された後は、団体派遣も個人派遣も両方使えません。あくまでも企業努力ということになっています。その企業の負担を軽減するためにこの助成金制度を使う。ところがその中のその制度を使おうと思ったら、一昨年度まではオッケーだったんですけども、勤続年数に関係なくということだったんです。そして申請ができていた。けれども申請している企業は県内では1社だけだったんですね。鳥取県の中で1社だけだった。本当はもっとたくさんの企業、申請があればいいんですけど、現状では1件だけだったんです。ただ、戸羽委員からの説明もありましたけれども、条件が変わって、採用が1年未満までの者に対する助成ですということになりました。余計に企業としては、この制度を使わなくなりますよね。という話が、ろうあ者の人に対する働く場の情報保証、この課題にもつながっているんじゃないかと、戸羽委員は言っていると思っておりますが、ご理解いただけましたでしょうか。

(藤井) 1年未満の人が対象というのに変わった理由は何ですか。

(秋本) 1年未満ということに変わった理由は、特に制度的に変わったわけではないそうです。これまでもそうであったと。そういうつもりではあったけど、1年未満というのを明記した、要項か何かがあってそれに明記したというのが、今年度のことであると。なので、こ

の制度自体は、ろうの方が就職してから10年間は使える制度だということらしいんですけど、一応、職場への定着を目的とした制度なので、1年間は、あまり理由を問わず利用ができる。2年目からは、一応1年間仕事をされたんですよということで、それでもなお必要な理由を示して使うことができるという制度らしいです。なので、2年目からその制度が使えないというわけではなくて、ちょっと作文がいるというぐらいですね。理由を説明して認めてもらわないといけないので、それがちょっと企業の方にとっては負担になるというか、ちょっと申請をひるむ理由になっているということのようです。ですので、この事業を持っている高齢障がい求職者雇用支援機構としては、支給対象要件を厳しくしたつもりはないということのようなんですけど、実際、要項なんかにはバチッと書かれるようになったので、外側から見ると、厳しくなったという印象を持たれているようだというのが、実情のようです。

(石橋) ありがとうございます。いかがでしょう。

(藤井) ありがとうございます。状況はわかったつもりですけど、私も通訳現場に行って、ろうの働く人の実情を垣間見ることがあるんですけども。何年働いていても困ることは困るんであって、本当に会社の上司と話すときに通訳者がいなくて内容が把握できなかったとか、定例の朝礼とかも自分はさっぱりわからないんだという声を聞けば、やっぱりそういう現場に通訳者がいるべきではないかなって毎回痛感するんですけども。先程も戸羽委員が言われたように、もうちょっとこれは制度の見直しがなされて条件が緩和することを希望しております。ありがとうございます。

(石橋) ありがとうございます。今の現状では、当協会としては、国に要望を出しました。回答については、まだです。というような状況です。ただ、聞こえない方の職場です。また聴覚障がい者相談員としての検査報告を見ますと、共通した課題として情報保障がないってことがあります。自分の居場所が職場にない。職場の中で虐められる。情報のギャップがある。そういう意味で先程、戸羽委員が言われました、資料の8ページですけども、(1)手話の普及、だけではだめだということでも、もう一度、ろうあ者に対する啓発普及が改めて必要ではないかというご意見を頂きました。企業に対するそういったことも必要ではないかということだと思います。確かに鳥取県内の企業では、手話言語条例に絡んで理解をしているという企業は、極めて少ないですので、そこら辺に力を入れていただきたいと思います。企業に対する面で、厚生事業団の方で、ご経験から何かございますでしょうか。

(小松) 今、立場でというのは、聞こえない職員を雇用している事業所としてということで、求められたらと思っていいですか。

(石橋) はい。そうです。

(小松) 職員さんで、聞こえない方も勤めていただいています。職場の中で、一生懸命聞こえない職員さんとのコミュニケーションを深めるために、毎朝朝礼で手話のミニ講習会を開いていると聞いています。で、その職員さんにまた法人の中での手話を普及するために講師になっていただく。耳の聞こえない利用者の方が入ってくるというような場合でも、そのような情報が入れば、それぞれの施設が手話の学習の場所として、講師としてお願いをしているということもあります。施設の中には、職員だけではなく、利用者さんも聞こえない方もいらっしゃると思いますので、一生懸命法人としては、前向きに、利用者の方があれば、

職員の採用があれば、前向きに努力をして行くというつもりではありません。

(石橋) ありがとうございます。厚生事業団のように理解のある企業が、鳥取県にもっともつと増えればいいなということを私は期待しております。ほかに何かご意見ございますでしょうか。

(日野) 先程、新生児のスクリーニングの話がありました。それで現在わかる範囲で今、担当課に聞いてまいりましたが、まだスクリーニング検査を受けている方、98%という話がありましたが、98.6%の方が受けております。これに対して県から特に支援はしていません。残りの、検査を受けていない1.4%の方。こちらは例えば、検査料がちょっと高いとか、その負担があったりするの、受けられない方もいるということだそうです。実際に、医療機関でどのくらい検査料がかかっているのかというのは、担当課でもちょっと今把握できていない状況で、検査機関ごとによって異なるそうでございます。まだちょっと状況がよくわからないので、また担当課を通じて、現状を把握した上で、必要があれば対応策を検討したいと思います。

(石橋) ありがとうございます。そうですね。やはり負担ができないから聴覚検査が受けられないということも、私実際に聞いたことがあります。それについてはどうかなと思います。ただ98.6%ということは、非常に高い数字だなと思うんですよね。この数字は無視できないと思いますよね。また受けておられない方についても無視できないと思います。全ての新生児が検査を受けられる環境を整えるべきではないかと思っております。ありがとうございます。他に何かご意見ございますか。

(藤井) 資料の2ページですけど、中程の、手話ハンドブックを配布しただけで終わらず、きちんと手話の普及につなげていくべきと書いてあるんですけど、今までハンドブックは児童生徒に全員配られたようです。でも聞いていると、見ただけで使ったことがないとか、学校で何か教えてもらったかって聞いて、いや、何もないという意見も聞いたりするので、それは学校ごとの対応の仕方次第だとは思いますが、新年度、また1年生に新たにこれは配られると思うんですけども、そうするとその1年生を対象に、今、普及支援員制度というのがあるので、集中的にそういう子どもさんに対して、何か教える機会を設けるとかということは、考えておられませんでしょうか。どうでしょうか。

(足立) お尋ねいただきました手話ハンドブックの活用については、おっしゃられましたように、新1年生について、今年度新しく冊子を増刷して配る予定にしております。学校での取り組みについては、学校の方をお願いをしているということで、一律に1年生のこういう時期にこういう取り組みをしてくださいというお話は、なかなか難しいところがあるんですけども、今、各校長会、市の校長会であります市単位の小学校の校長会であるとか、中学校の校長会、そういうレベルの校長会に出かけていく中で、この普及支援員の制度についてもご紹介をさせていただいております。あわせて今、活用事例を学校から集めておりますので、そういったものも学校現場に提示をさせていただいて、こういうふうな取り組みをしていますということもお示しながら、様々な施策が進んでいくように情報提供に努めていきたいと思っています。

(石橋) ありがとうございます。いかがでしょうか。

(藤井) ありがとうございます。私も手話普及支援員に登録しているんですけども、都合が合わないこともあるかも知れませんが、あまり出かけていくことが少なく、この制度の

活用状況はどうかのなあというのを知りたいところですけど。機会あるごとにこういう制度の啓発をお願いしたいと思います。

(足立) 先程もお話がありましたとおり、今の手話の普及を担当する窓口の方を今学校にもお願いをしております、その方々に対する今の県の制度ですね、ハンドブックを作ったり、あるいは、推進員の制度というものもありますよという説明会を4月、あるいは5月に実施したいと思っていますので、その中でもPRをして行きたいと思います。

(石橋) ありがとうございます。よろしいでしょうか。他にありませんか。なければこれで終了したいと思います。先程、戸羽委員からの意見がありました、修正するというお話がありましたけれども、今後の予定として、いつ、段取りについてもちょっと含めて教えていただけますでしょうか。

(秋本) では、今日頂いたご意見を踏まえて、事務局でまた案を修正します。修正した案を再度、委員とこの場の皆さんにメールで送りますので、また確認をしていただきまして、よろしいようでしたら、それで取りまとめという形にさせていただきたいと思っております。今日が月曜日なので、今週か来週、遅くとも来週には修正案をお送りしたいと思っております。

(石橋) ありがとうございます。公開はいつからになりますか。実際にこれは4月1日スタートですよ。その辺りは。

(秋本) ひとまず協議会で取りまとめた計画案というのを基にしまして、知事の決定を取ろうと思っておりますので、年度内にそれを目標としまして、4月1日からスタートできればと思っております。

(石橋) わかりました。ありがとうございます。

(日野) ちょっと補足です。最終的には知事の決裁が多分必要になってくるんですけども、ちょっとご留意いただきたいのは、4月12日に選挙がございます、年度末の3月26日が告示で選挙戦になるという形なので、ちょっと知事の都合によっては、もしかしたら年度内というのは難しく、選挙の後とかそういったふうになる可能性もありますので、そこら辺はちょっと状況次第というふうにご承知おきいただければと思います。ただ、この協議会としての報告案につきましては、修正したもので皆さんにご了解いただいたものをホームページなりで公表させていただいて、多分そこからあまり変わることはないかなと思っておりますので、そういう形で世の中には出して行きたいと思っております。

(石橋) ありがとうございます。委員の皆さんご了承ください。では2番めですね。計画についての議論は終わらせていただきます。平成27年度の予算についてご説明をお願いいたします。

(秋本) では平成27年度の当初予算案につきまして説明いたします。資料は18ページからになります。現在、平成27年2月の鳥取県議会の定例会が開会中ですのでございまして、この予算案で提案をしているということでございます。18ページから説明いたします。手話でコミュニケーション事業という事業でございまして。拡充ですとか新規といったものを中心に説明したいと思っております。1つ目が、拡充しますのが手話学習会の補助金でございまして。企業等が開催する手話学習会の開催経費に対する補助金でございまして。平成25年度からスタートしておりますが、平成27年度から、10名以上のグループ単位で開催する手話学習会も対象としたいと考えております。違いはですね、現在、企業とか団体が対象に

なっております。社会福祉法人とかNPOとかですね。これまでも時々ご意見を頂いていたんですが、地域の婦人会とか婦人部とか、いわゆる法人格があるような団体ではないんですけど、学習会をしようと思ったときに、現状の補助制度では扱えないという状況がありましたので、グループ単位での学習会も対象にして補助の対象とするということでございます。それから次に新規の事業として、手話啓発イベントへの補助ということでございます。昨年の11月に手話言語条例1周年の記念シンポジウムというのを開催いたしております。手話の啓発を目的としましたイベントということで、鳥取県聴覚障害者協会さんの方で主催される、そういったイベントに対して補助をしましょうということでございます。それから次に新規の取り組みとして、手話バッジの制作というのがあります。これは、ろう者から見て手話のできる人というのは、外見ではわからない状況もありまして、手話ができる学習中の人も含めてということにはなるとは思いますが、外見から見てわかるように手話バッジというのを付けていただいてという取り組みをやったらどうかということでございます。それから次に拡充ということで、遠隔手話通訳サービスの拡充でございます。平成25年度から遠隔手話通訳サービスを実施しておりますが、このサービスに電話リレーというサービスを付加して実施しようということを考えております。遠隔手話通訳と電話リレーとの違いでございますが、遠隔手話通訳サービスというのは、ろう者と聞こえる方が対面しております。その場に通訳者がいない状態。通訳者は離れた所において、テレビ電話を介して手話通訳を行うというのが、遠隔手話通訳でございます。電話リレーサービスというのは、電話です。電話と同じような形で、ろう者と聞こえる方が対面していない。電話をするということですね。ただ、ろう者の場合は電話をするのが難しいので、それを手話通訳者に依頼をして手話通訳者から電話をするというサービスです。それから次に新規の取り組みとして、手話通訳者の指導者養成研修への派遣ということですが、先程少しお話に出たもので、手話通訳者の養成講座の講師、その講師の候補者を手話通訳者の指導者養成研修に派遣するというものでございます。それから次に新規のもので、手話通訳者の頸肩腕症候群の検診費用の助成制度でございます。こちらは、手話通訳者等が頸肩腕症候群の検診を受けた場合に、その自己負担分を県が負担をするというものでございます。頸肩腕症候群というのは、手話通訳者の方の職業病のようなものでございまして、その情報と早期発見が重要だろうということで、検診チームの助成制度を設けるということでございます。それから次も新規のもので、中国地区のろうあ高齢者大会への補助ということですが、今年10月に開催予定の中国地区のろうあ高齢者大会の開催経費に対する補助金でございます。それから19ページでございます。第2回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催でございます。今年9月22日に、米子市公会堂において、第2回の手話パフォーマンス甲子園を開催する予定としております。鳥取県の予算においては、その広報、情報発信を担当します非常勤職員を1名配置する予算を計上しております。実際、手話パフォーマンス甲子園の本体部分というか、そちらのイベントの開催経費に関しては、日本財団さんからの助成によりまして、実施をするということになっております。それから20ページが、聴覚障がい者センターの事業でございます。こちらは継続的に実施をしていくものでございます。字幕入りの映像の貸し出し事業ですとか、要約筆記者の研修や派遣事業などを実施してまいります。それから21ページで教育の関係の事業でございます。こちらでは、継続事業としまして事業の教職員の手話検定料であるとか、通信

教育の受講料に対する補助制度でありますとか、聾学校の職員会議ですとか、校内研修会、PTA会議などへの手話通訳者の派遣事業。それから新しい新規の取り組みとしまして、手話普及推進員に関する研修ということで、先程の窓口になられる方、各学校での窓口になられる方に対する研修会の開催ということですか、あと手話普及支援員の派遣制度を継続してまいりますので、聾学校の本校とひまわり分校に1名ずつ配置しております手話普及コーディネーターの費用などが盛り込まれております。

(石橋) 説明ありがとうございました。平成27年度の予算につきましてご説明がありましたけれども、それに対しましてご質問はおありでしょうか。

(後藤) 21ページ。教育関係ですけれども、2の(1)ですね。今説明がございました手話技能検定助成制度ですけれども、聾学校とひまわり分校、校長先生はじめ70名の方が全員受けられて、全員合格されたと聞いておりますけれども、それ以外の小学校や多分講師ですね。どれぐらいの受験者だったのか。今年度の状況がわかれば教えていただきたいですが。

(足立) 聾学校、先程ご紹介いただきましたように、聾学校ひまわり分校の全教員の方には、受験をしていただいたという状況でありますけれども、その他については、高校あるいは、特別支援学校から数名です。1つ下、3つの方は含みませんが、数名、受験をいただいているというところではございました。まだまだ、小学校とか、というところへの声掛けというところは、十分ではなかったかなと思っております。

(後藤) たくさん予算が取っておりますので、おそらく聾学校から、ほとんど新しく来た人受けれないと思いますから、やっぱり小学校の中学へのPRを。こういう制度は、他県では無いと思いますし、しっかり普及していただいて、試験を鳥取によってまた広がっていくかなあと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(石橋) ありがとうございます。全国手話検定試験を教員の方が受けられまして、それで合格して終わりということではなく、更に次の段階へと挑戦していただきたいと思います。教育学校を目指していただきたいと思います。他にご意見はおありでしょうか。

(藤井) 資料18ページの2の②。新規で、手話通訳者の頸肩腕症候群検診費用助成なんですけれども、これは、手話通訳者が対象という書き方ですけど、手話通訳者が対象で、受診したら費用が補助していただけるというのは、これはまた新たに通知はして下さるのでしょうか。初めて聞くお話なので、皆さん知らないと思いますし。それに鳥取県内で、どこへ行ったらこの検診をしていただけるのかという、場所を教えてください、医院というか病院名も教えていただけるとありがたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

(秋本) もちろんご案内はいたしますが、ただまだ制度的にこれから考えていく内容なので、じゃあどの病院にするかとか、どういう検査方法になるかとかいうのは、これから考えないといけないということでございます。ご案内はいたしますので、ちょっとお待ちいただきたいと思っております。先程の頸肩腕症候群の検診費の助成制度で、対象者についてです。今考えておりますのは、手話通訳者の方は、もちろんそうです。ただ、県の手話通訳、県だけじゃなくて、手話通訳者の派遣制度で、奉仕員の方が出る場合もあると思っておりますので、奉仕員の方も対象です。ただ、全員というわけではなくて、年間に何回以上出られた方とかいう形で、ちょっと縛りはかけようかなと思っております。

(石橋) 今、ご説明いただきましたけれども、藤井さんいかがでしょうか。

(藤井) これとても専門的な検診になると思うんですけども、もし県外で受診した場合は、対

象外ですか。

(秋本) 今の予算では、県外の旅費は出ません。ただ、皆さんが県外で受診されるというのも、ちょっとどうかなあと思うので、県内で、なんとかできるような形にしないとダメなんだろうなと思っております。

(石橋) 頰肩腕障害の検診についてですけれども、予算を組んでいただきまして、大変ありがたく思っております。実際に手話言語条例の効果といたしまして、手話通訳の派遣件数というものが大幅に増加しております。手話通訳者だけではなく、ろうあの講師に対する派遣件数というものも増えています。実際に頰肩腕障害という問題は、手話通訳者だけの問題ではありません。ろうあの講師にもそういった状況が起きております。それらを整理していく必要があると思います。実際、今言われましたように鳥取県内で、頰肩腕検診を受けられるという施設は、今はありません。なので、県外で検診を受けざるをえない状況にあります。それで私どもは、鳥取県内で、いつでも検診を受けられる、そういった医療機関を作りたいという気持ちを持っております。それにつきましては、県の障がい福祉課と協議をしながら進めていきたいと思っております。

(藤井) ありがとうございます。現場に立つ者としては、こういう制度を作っていただけるというのは、本当にありがたく思っておりますので、よろしくをお願いします。

(石橋) ありがとうございます。他にご意見はおありでしょうか。

(国広) 今の頰肩腕の関連ですが、今年度の場合には、講演のみの予算がついて、昨日、講習会が実施されました。27年度については、検診の費用のみで、いわゆる知識は常に入れておかないといけない状況にあるのですが、来年度ついてないので、とても残念だと思っております。講習会が復活してもらえるのかどうかということです。それともう1点の質問は、この検診の費用の助成が、自己負担分のみと事業内容に記載してありますが、例えば様々な機械を借りないといけないと思うのですが、検診の結果により、医師の方から通訳者の動きについて、制約が出てくる場合があります。そういうときのフォローということが、どこでできるのか、あるいはされるのか、その辺のところを教えていただければと思います。これは、あくまでも自己負担分を県が全額助成するのみなので、それを取り巻く機器であるとか、フォローの具合とか、その辺のところは、どういうふうになるのかなと、ちょっと心配をしております。

(石橋) 事務局の方でご回答をお願いします。

(秋本) 健康講演会みたいなものが、来年度分は無いということで、またちょっと考えさせていたいただきたいと思っております。来年度はちょっと難しいですけど再来年度とか。それから自己負担分のみ助成となっているが、どうかということですが、その検診費用が、どういった形で費用として請求されるのかというのが、まだあまり詳しくないので、ちょっと勉強させていただければと思っております。予算上は、静岡県でそういう助成制度があるということで、静岡県に聞きまして、検査項目はこういう項目がありますというのを、県立の病院に、これぐらいの検査だったらいくらですかということで、仮で積算をしておりますので、ちょっと費用はまた勉強させていただきたいと思っております。

(国広) 検診で、B2、B3、Cというのが見付かった時はどうするのか。通訳者のフォローです。B2、B3、Cというのは、いわゆる休養しなければいけないとか、あなたはもう仕事は休みなさいとか、そういう結果なんです。そういう人たちに対してのフォローという

のは、どんなふうに県はお考えでしょうか。出てくるかどうかはわかりませんが、出てきた時のこと。

(秋本) ちょっとまだお答えするものを持っておりませんので、その辺りも踏まえて制度設計を考えたいと思っております。

(松田) 頸肩腕症候群につきましては、少し勉強不足ということを反省しています。そういう症状になられる方がおありだということで、これにはいち早く取り組まなければならないということで、講習会、それから自己負担額助成という事業を立ち上げさせていただきましたが、具体的に、B1であるとか、B2であるとか、そのレベルによって、どういうフォローが必要かということは、本当にこれからの勉強でございます。県内におられなくて県外にということもこれは現実としてあるということでございますので、もしそういう症状になられた方々が、引き続き手話に取り組んでいただけるような体制をどうしたらいいかということについて、広く検討を重ねて行きたいと思っております。今現在、何か症状をお持ちで、どうしてもという方がおありでしたら、具体的にまた教えていただければありがたいですし、その制度全般についても、これから先の検討項目として、取り組みさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(国広) よろしくお願いたします。

(石橋) 頸肩腕障害が起きてからでは遅いんです。まず、起こらないために予防していく、それが大切になります。予防のための学習会というのも非常に大切なものです。実際に昨日、健康管理講習会を開催いたしましたけれども、それに全ての通訳者が出席したという意味ではありません。一部の通訳者が出席したぐらいです。それで終わるとするのは、ちょっとどうかと思います。そういった面がありますので、我々ろうあ者としても、頸肩腕障害は関係ないということではない。ろうあ者にとっては頸肩腕障害は関係ないと思っているろうあ者もいるということも現実です。でも、ろうあ者でもそういった障害が起こる可能性があるということの認識を持って、危機感を私どもも持って行かないといけないと思っております。ですので、まずは、意識の改革、啓発が大事ということ。また、予防。この2点。これを定期的に検診する中での助成の話が出てきたんだと思うんですけど、その定期検診を受けられる環境の整備というのは、非常に大事になっていると思います。先程も私が申し上げたとおりです。今までは鳥取県にそういう機関がないために、これから、今からスタートですから、0からのスタートになるわけですね。これから一緒に、共に作って行こうという段階です。今いい機会ですので、共に経験を重ねて取り組んで行ったらなと思っております。また、一緒に、皆さんとともに協議を進めていきましょう。よろしくお願いいたします。他に何かご意見おありでしょうか。

(戸羽) 資料18ページです。手話の普及について、手話バッジを新しく作る新規事業のところでもありますけれども、手話のできる人にバッジをつけるように書いてありますが、どういったようなデザイン、どういったようなものなのでしょうか。そのバッジについて、具体的な内容を教えていただきたいと思います。

(秋本) バッジのデザインは、今、具体的に何か決まっているわけではないです。これから考えていくということでございます。バッジを配る対象者もまだはっきり決まっているわけではない。手話ができるというのがどの辺からなのか、もうちょっと気軽につけられるものなのか、ということもありますし、手話ができると言われると、ちょっとみんな怯むのでは

ないかと思っておりますので、手話学習中でいいのではないかなと思っておりますが、対象者、デザイン共にこれから考えるということがございます。

(石橋) ありがとうございます。それでよろしいですか。

(戸羽) 実際に手話バッジをもらってもしまっているような人もあるかも知れません。それじゃ意味ないのかなと思うので、協議の方また進めていただければと思います。

(石橋) おわかりいただきましたでしょうか。残り 20 分ございます。他にご意見おありでしょうか。予算の範囲での話になりますけども、予算にこだわらず自由に、その他ご意見がございましたら、また先程の事業計画のところでも、言いそびれていたこととかございましたら、おっしゃっていただければと思います。またこの 2 つ以外でもかまいませんので、ご遠慮なくご意見をおっしゃってください。いかがでしょうか。

(藤井) ちょっと知りたいなと思うんですけど、全国高校生手話パフォーマンス甲子園。募集の内容というのは、ダンス、歌唱、演劇、コント、漫才と書いてあるんですけども、年度の申込みの中に、実際私も見てすごい感動したんですけども、たいていがダンスとか、ショートコントみたいなのもありましたけれども、丸々の演劇とか、漫才とかというものがあったのはあったのでしょうか。どうなんでしょう。教えてください。

(小西) 一番多かったのは歌ですね。歌に手話を付けて、ちょっと踊ったりしてというのがありますけども。劇もいくつかあって、鳥取の聾学校さんも劇で始められて、後半は歌ということでやられました。あと、奈良の聾学校さんも劇をされました。これは確か、初めから最後までされたんじゃないかなと思っております、かなり良い評価がありました。コントや漫才はちょっと無かったということでした。

(藤田) ありがとうございます。

(石橋) 他に何かご意見はおありでしょうか。

(門田) ひとつ教えて欲しいんですけど。18 ページの先程から話題に出ていた頸肩腕症候群の検診ですけど。県内にはできる病院がないというお話だったんですけど、こんな検診はこの病院でもできるんですけど、それはやっぱり手話の環境がないということでしょうか。

(石橋) 手話通訳者が手話を使うというのは、体を動かす筋肉を使うというだけではなく、頭も神経も使う。目も使う。耳も使う。頭の中で言語変換をしていくために脳も使う。たくさんものを使うもので、緊張は体に伝わっていきます。通常の検診では、なかなかその辺りを見つけ難い。専門的な頸腕の検診というものが手話通訳者に対してあります。実際、昨日の学習会で、鳥取県の医師会、また理学療法士会に情報提供をしました。健康管理学習会がありますので、どうぞご出席くださいということで、ご案内いたしました。理学療法士の方が 1 名だけ来られました。1 名だけの参加ってことで残念だなと思ったんですけども。実際に頸肩腕障害を起こしている通訳者が何名かいます。パソコン作業をして肩が凝ってきます。頸腕というと、肩凝りというイメージをお持ちかも知れませんが、それだけではありません。手話通訳の特性というのは、体のいろいろな部位を使う。そういったことを昨日、学習会で学ばせてもらいました。どういった治療が必要なのか、イメージがおわかりいただきましたでしょうか。実際にイメージというのは、なかなかお湧きにならないかも知れませんが、一緒に学んでいただければ嬉しいなと思います。健康対策の関係で、国広委員なにかございますでしょうか。

(国広) 私は、昨日の健康管理講習会に、全国手話通訳問題研究会鳥取支部健康対策部の立場で

参加をいたしました。ストレッチも実際に指導いたしました。実は、頸肩腕って他の人にはわからないんです。自分自身でもどれくらい酷いのかということも、とてもわかり難いです。なぜかという、通訳者ってまじめなんです、みんな。ただ一筋なんです。まじめなので、一生懸命自分がやらなければいけないという使命感も当然負ってきます。そういたしますと、心身とも疲れていても、気力だけで頑張れる部分があります。そうすると、いつのまにか、他の人からも見えませんし、自分自身もこれはただ単に疲れねって思ってしまいます。頑張ってしまう。検診をしてもらったら重度で、あなたもうお仕事を休みなさいよと言われるんですが、いや大丈夫です、もし私がここで通訳をお休みしてしまったら、ろうの人が困ります、他の通訳者にも迷惑がかかります、だから頑張って通訳をします。それを続けていると本当に倒れてしまった後、回復するまでに、長い年数がかかります。先程石橋さんがおっしゃいましたように、予防がすごく大切なので、知らないが無理をしてしまう。そのためには知識も必要になります。頸肩腕って何だろう。また周りの人の理解もすごく必要になってきます。石橋さんがおっしゃったように、頸肩腕は通訳者の問題だろう、聞こえる者の問題だろう、と言われる。自分たちろうあ者は関係ないよね。やっぱりそういう声が出てくる。あるいは、通訳をすることによって、精神的に疲労がどんどんどんどん積み重なっていく。それを周りの人にも理解をしてもらう。いわゆる社会に理解してもらわないと、なかなかそれを通訳者のつらい立場もわかってもらえない場合もあります。全部が全部というわけではないんですが、やはりそういう方も鳥取ではあるのではないかな。団体通訳等が、昨年度に比べて今年度はものすごく増えたといろんな所で聞きますが、増えるということは、通訳者がそれだけがんばっているんです。がんばっているのに自己努力で、あなたの努力よ、なんて言われてしまうと、通訳者はとっても寂しくなるのではないかと思います。そういうことをわかってもらい、あるいは、身体的な症状を検診という形ではっきりとすることによって、あるいは、講習会等で知識を得ることによって、自分自身の体を守っていく。そうすることによって、ろう者に対して情報提供をきちんとできていく。そのことによって、社会が、聞こえる人、聞こえない人、ああいう大変さがあるということを理解してもらい、またそれを広めていく。そういうことになると私自身は思っています。ですから、頸腕の検診費用の助成が付いたということは、すごく私にとっては嬉しいことです。県が本気になってこれから通訳者を育てていこう、通訳者の健康をきちんと見て行こうという、その姿勢が見られたのがこの予算の計上だと私は理解をしております。

(石橋) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(門田) たいへん良くわかりました。すいません、私自身、理解できてなかったです。一般的には、こういう検診とは違うんだというのが、今の話で良くわかりました。私ずっと、医療機関みんなに手話を普及させるためにどうすればいいのか悩んでいたんですけど、昨日も病院協会の研修があって私も出ていたんですけど、勤務中になかなか研修ができなくて、時間外にいろんな研修をしていて、それに手話の勉強もしてきてねとお願いする時に、何かないと行かないので、でも今回こういう頸肩腕症候群、皆さんそういう大変な思いをされていると知りましたので、そういうことを医療関係者にも知ってもらい、そういう場を持って手話の必要性を理解してもらって勉強数を上げていくというのも一つの方法かなと思って今聞いていました。どうもありがとうございました。

(石橋) ありがとうございます。他に何かおっしゃりたいことございますでしょうか。

(今西) ちょっと聞かせてください。18 ページの予算のところですけど、下から2番目のとりの手話を創り、守り、伝える事業への補助ということであるんですが、これは、どういったことを具体的にしていくための補助金なのか教えてください。

(石橋) ではご回答、ご説明お願いいたします。

(秋本) 手話にも方言があるということがあります。なので、鳥取の手話表現というのがあります。それから高齢の方の手話というのは、独特な表現があったりしますので、それを記録して残していこうということと、そういう取り組みを聴覚障害者協会さんの方でされていて、それに対する補助を県がしていると。古い手話を残すというのが一つと、それから県内の観光地の地名なんかでも、決まった手話がない場合というのがあるようですので、新しい手話表現を考えていこうということと、この2つの取り組みに対して、補助をしているということなんです。今年度から始まったところですので、ちょっとしばらく継続して蓄積をしていく事業になるのかなと思っております。

(石橋) ありがとうございます。今年度、例えば、トリピーですね。トリピーを表す手話がないんですよ。どんな手話がいいのかなということで話し合いをしまして、松葉ガニ、カニというのはわかるんです。こういった手話をします。でも松葉というのがないんです。そういったものを協議したりしました。他には、昔の伯耆、因幡という地名を表す言葉の手話も作らないといけない。昔の手話もあるんですけども、実際私たちが知らない手話というのたくさんあります。そういったものの編纂も始めています。どんな手話がいいのかを協議する内容です。他に何かご意見おありでしょうか。

(戸羽) 質問ですけども、鳥取県手話施策推進協議会を作った目的があると思いますけれども、この協議会の経過と言いますか、1年間に何回開催するような計画であるのか。また1年に1回集まって計画に対する評価と言いますか、そういうようなものがちょっとはつきり見えない。曖昧な部分がありますので、具体的にどういった評価をしていくか、位置付けはどうするかということをお聞きしたいです。計画案を作ったところまではできて、その後、その評価等どうするのかということをお考えかお聞きしたいです。

(石橋) 手話施策推進協議会の位置付けは何かという今後のビジョンについてお聞きしたいという戸羽委員のご意見でしたけれども、ご説明事務局の方お願いいたします。

(秋本) この手話施策推進協議会は、手話に関する取り組みを進めていくにあたって、取り組みの進捗状況を確認してもらったりですとか、その進捗状況を見て新しい提案をしてもらったりですとかということをお想定しています。その中で、こんな計画案を作るということで、計画案の審議を行ってもらっているということなんです。特に1年間の間に何回必ず開催するとかという取り決めは無いんですが、計画を作って終わりというわけではもちろんなく、取り組みをこれから進めていくので、その進捗状況などを報告して、もう少しテコ入れをした方がいいとか、やり方を変えた方がいいとかという意見をもらう場があって、それをまた次の年度の予算に反映させていくということを繰り返していくということかなと思いますので、少なくとも予算編成までに1回は開くというのがありますし、予算案が固まりましたら1回は開くというのがありますので、そうですね、2、3回は開くのかなというイメージは持っております。

(石橋) 今のご説明でよろしいでしょうか。ありがとうございます。年に2、3回は必要ということですね。わかりました。では、残り時間が残り少なくなりましたが、皆さん何かございますでしょうか。なければ以上をもって閉会したいと思います。よろしいでしょうか。では以上で手話施策推進協議会を閉じさせていただきます。最後に事務局から何かご説明がおありでしょうか。無いですね。無いということです。皆さま今日はお疲れさまでした。ありがとうございました。